

平成23年度第1回新居浜市協働事業推進委員会 議事録

○日 時 平成23年6月28日(火) 16:00～17:30

○場 所 新居浜市役所 応接会議室(3階)

○出席者 委 員：吉川貴士委員長 藤田五郎副委員長
星加勝一委員 加藤晶子委員 石川剛史委員 越智保二委員
永易美香子委員 窪田進委員

以上 8人

市 側：工藤市民部長 岡部市民部総括次長兼市民活動推進課長
井上副課長 藤田係長 原田主事

以上 5人

計13人

○傍聴人数 なし

○次 第

16:00 開 会

事務局 (岡部)	<p>お待たせいたしました。定刻が参りましたので、ただいまから、第1回新居浜市協働事業推進委員会を開催いたします。</p> <p>私、本日の進行役をさせていただきます、市民活動推進課の岡部と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本会の任務は、「協働事業市民提案制度に関すること。」、「協働事業推進のためのガイドラインの修正に関すること。」などを審議していただくことになっておりまして、昨年度は「協働事業推進のためのガイドライン」の見直しについてご審議をいただき、今年度よりガイドラインの改訂版による新たなスケジュールにより実施してまいります。</p> <p>本日は、このガイドラインのスケジュールに基づき実施いたします「協働事業市民提案募集」に係る要項(案)や今後のスケジュールについてご審議をいただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それではここで、今年度より新たに委員となられた方もいらっしゃいますので、簡単に自己紹介をお願いできたらと思います。まず、本会の委員長であります、吉川貴士委員長さんからお願いします。</p> <p><委員自己紹介></p>
事務局 (岡部)	<p>委員の皆さん、ありがとうございました。それでは、本日出席しております事務局職員が自己紹介をいたします。</p>

	<p><事務局職員自己紹介></p> <p>ここで、皆様にも事前にご案内させていただきましたが、本委員会は、原則公開することとしており、具体的な会議の運営におきましては、事前に開催日時などを市民にお知らせし、傍聴を認めること、また、会議の開催結果について、議事録などを公表することと致しておりますので、ご了承くださいますようお願いいたします。</p> <p>それでは、吉川委員長さん、議事進行をよろしくお願いいたします。</p>
--	--

16:05 議事

吉川委員長	<p>それでは、これよりお手元の次第に従いまして、議事を進めます。</p> <p>まず、平成22年度に実施した協働事業について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局(藤田)	<p>昨年度は、市民と行政の協働を理念から実践へと更に推進するため、また、今年度からスタートした第五次長期総合計画（新居浜市をどのようなまちにしていくのか、何をしていくのかを総合的、長期的にまとめた市の最上位計画）における「多様な主体が自立・連携する協働型社会の実現」に向け、この「協働事業推進のためのガイドライン」の見直しを行い、この協働事業推進委員会にも改訂案をお送りし、パブリックコメントを実施した中でガイドラインの改訂版を作成いたしました。</p> <p>改訂版では、協働に対する職員の意識改革や市のすべての業務内容を開示しての既存事業の見直しであるとか、また、相乗効果の高いものの事業継続などを大きなポイントといたしまして、新しい5ヵ年推進スケジュールに基づき進めていくことになっており、平成23年度はこのようなスケジュールとなっております。</p> <p>まず、集中的にガイドラインを啓発し、職員の意識改革を図るということで、既に、新採研修や各課に1名設置しております協働推進担当者への担当者会におきまして、この7つのポイントなどを中心に、周知を行い、今後主任昇任者への研修なども予定しております。</p> <p>2点目として、市が直接実施している事業の協働の視点を盛り込んだ事業については、平成22年度全事業について、各事業担当課で協働の視点について考えていただいたところです。</p> <p>3点目として、昨年度（平成22年度）事業を実施した提案団体&事業担当課が集まったの意見交換会の開催については、7月28日（木）の14時より、文セン別館4階大会議室にて開催予定となっております。</p>

ので、時間のとれる方は是非ご参加いただければと思います。

4点目として、協働事業市民提案募集につきましては、市民の皆さんから新たに市民と行政の協働にふさわしい事業アイデアを募集することになっております。この平成23年度協働事業市民提案募集要項(案)については、後ほど説明させていただきます。

それでは、昨年度の協働事業の取り組み状況についてですが、CATV行政広報番組にて放送されたものを見ていただきたいと思います。

<行政広報番組 紹介>

平成22年度に協働事業として取り組んだものを紹介させていただきましたが、どの事業も相乗効果が高く、今年度も引き続き実施していただけるようになっています。

また、この番組の制作事態が「市民のまちづくり活動への市民参加促進事業」という協働事業で、これまで、行政では、ある特定の団体を紹介するということが、あまりありませんでしたが、協働事業市民提案制度により、「NPO法人市民企画ノック」に企画提案していただき、秘書広報課との協働での取り組みとなりました。この団体は「まちづくり協働オフィス」の受託団体で、多くの市民活動団体からのまちづくり情報が集まりやすく、また、紹介団体の取捨選択からシナリオ作成、撮影、編集までを行い、放送内容への問い合わせなどにも対応するもので、完成したデータを秘書広報へ提出し、放送されるものです。

イベント情報やまちづくり紹介を団体メンバー自身が出演して宣伝する番組を制作し、より多くの市民への周知を図るもので、1団体1分程度の紹介ですが、団体の広報力の向上を図り、未活動者が放送を見て、関心のある活動団体と出会うきっかけも図るもので、相乗効果が高い事業となりました。

市役所って何を作る会社なんですか？という話を先日の職員向けの研修会の中で話をしました。もちろん会社じゃないんで、このような質問がでることは、まずないのですが。

茨城大学長谷川幸介氏が、ある講演会の中で、「市役所って何を作る会社ですか。」という問いかけに対して、間違いなく「市民の幸せ商品」と答えています。「市役所っていうのは、市民の幸せ商品を作るところでしょう。」と講演の中で話されています。

住民票の交付や税の賦課徴収などが行政の仕事として目につくところですが、市役所の仕事は最終的に市民の幸せとを感じるもの、実感するものを作るところなんですよ。

	<p>ただ、社会経済構造が大きく変わってきている中、市民が多様な価値観を持ち、その幸せ商品が多様化してきており、すべてのニーズに行政だけで対応することは難しい状況になってきました。そこで、専門性、先駆性などの魅力を持つ市民が、まちづくりの担い手として「新しい公共」を創造していけば、行政にはできなかったきめ細かな新しいサービス、課題解決に向けた有効な取り組みが期待できます。</p> <p>つまり、行政は市民要望の高いもの、たくさんの方で動きますが、NPO・市民は、小さくて、少ないけど、その人にとって大切なことを見つけて動くというものです。</p> <p>そのような中で、共通の課題解決のために、市民と行政がネットワークの手を結ぶことで相乗効果を生む「新しい公共」「市民と行政の協働」による市民の幸せ商品が増えてくれば、まさに協働のまちづくりではないでしょうか。</p> <p>そこで具体的に協働事業を実践していくための進め方を整理したものが、この協働事業推進のためのガイドラインであり、この新しい公共を市民の皆さまに考えていただくこと、また、現状の行政が直接行っている事業の中で協働にふさわしいアイデアを考えていただく。それが、この協働事業市民提案制度です。</p> <p>以上で、これまでの協働事業市民提案についての説明を終わります。</p>
吉川委員長	ただ今の説明に対して、ご質問はありませんか。
野村委員	先ほど22年度の協働事業について説明があったのですが、応募数はどのくらいだったのですか。
事務局(藤田)	応募数は全部で14件でした。
野村委員	その中から選んだということですね。
事務局(藤田)	はい、そうです。
野村委員	わかりました。ありがとうございました。
吉川委員長	<p>他にご質問がなければ、次の議事に進めてまいります。</p> <p>平成23年度協働事業市民提案の募集(案)について、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局(藤田)	<p>今年度の平成23年度協働事業市民提案募集要項(案)につきまして、説明をさせていただきます。</p> <p>委員の皆さまには、募集要項(案)と前回募集要項との主な変更点について事前に送付させていただいておりますが、まず、大きな変更点から説明させていただき、その後、募集要項全体を説明させていただきたいと思っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度協働事業市民提案募集要項(主な変更点)について(説明) ・平成23年度協働事業市民提案募集要項(案)について(説明) <p>最後に、評価方法については、簡単に説明させていただきます。</p> <p>先ほどの「評価のポイント」で、今回は5つの項目に基づき評価します。と説明しましたが、委員の皆さんには、それぞれの項目ごとに、5点、4点、1点、0点の4段階評価(25点満点)で評価していただき、委員の平均点が17点以上の場合には「協働として効果が高い。」、17点未満については、「協働事業として、不適又は実施が困難である。」とし、「20点以上については、協働事業として効果が非常に高く、協働事業推進委員会として、特に実現してほしいもの」として、それぞれの事業に対する「総合評価結果」をこの会の中で決定し、市長を本部長とする推進本部へ提出させていただきます。採択されたものについては、24年度実施に向けた予算編成作業に入っていくことになっております。</p> <p>以上で、平成23年度協働事業市民提案の募集(案)についての説明を終わります。</p>
吉川委員長	<p>ありがとうございました。事務局の方から内容もりだくさんでお話しいただきましたが、今期が初めてという委員さんもいらっしゃいますので、私の方から簡単にまとめをさせていただきますと、2つ目の議事で事務局が話してくださったのは、要するにこの募集要項でOKかどうか、というのが主旨です。今年から評価方法が少し変わったけれども、その変更を踏まえた上で募集要項の内容はこれでいいかと、それを聞いたかったわけです。だから評価方法の変更について深く触れていたわけです。</p> <p>9月にある第2回委員会で、みなさん実際に市民提案を評価していくこととなりますので、何か疑問な点や不明瞭な点がありましたらどうぞおっしゃってください。</p>
野村委員	<p>募集要項の2ページ目の最初に募集内容に「原則的に平成24年度のみ単年度事業」とあるのですが、今までは、もしいい提案だったら1年を</p>

吉川委員長	<p>越えても継続してやるということがあったんでしょうか。単年度とはありますが、継続の可能性はあるということですか。</p> <p>協働提案事業というのは、最初の1年で募集、選考し、次の1年で事業を実施するというスタイルでして、今年度は提案募集の年ですので事業実施はしておりません。協働提案事業に対する事業費も今年はないのですが、今年も継続してやっている事業も実はあります。これがどういうことかと言いますと、この提案事業というのはきっかけであって、1年間協働で事業をやることにより、市民と一緒にやった方が「やはりいいな。」「行政だけでやるより効果が出るな。」ということになれば、担当課さんの方で課としての予算を取ってでもやりたいということになり、そうなれば事業は継続になるということですが、継続する可能性はあるのですが、あくまで協働提案事業として実施するのは最初の1年で、それ以降は担当課実施の事業となる訳です。できればそうなりたいところなのですが、あくまでこの応募としましては単年度で効果、成果が出るものとさせてもらっています。</p> <p>継続できればいいのですが、やはり市としましても10年間とかの保障は予算的な問題からも難しいですね。この協働事業というのは「こんなパートナーがいた。」「こんないい団体さんがいた。」というような、パートナー探しの制度なんですね。そのぴったりのパートナーが見つければ、単年度事業をちゃんと評価した上で継続することもあるということですが。</p> <p>予算の枠の中で協働することにより相乗効果を生み出し、より大きな成果を出すというのが協働事業のそもそもの主旨です。そういうことができるパートナーを探しているということですね。</p>
野村委員	つまり、この制度というのはある意味窓口ということですね。
吉川委員長	その通りです。あくまできっかけづくり、窓口的役割ということですが。他に何かご質問はありませんか。
永易委員	9月に第2回目の集まりがあると思うのですが、これはヒアリングの会ということですか。当日は、事業についての説明を聞きながら評価していかななくてはならないということですか。
事務局(藤田)	事務局側で事前に提案事業についての内容をまとめさせていただきまして、委員のみなさまには事前に目を通してもらえるようにします。やはり当日何の予備知識もなく聞いて、すぐに評価というのは難しいですから。

永易議員	この9月の集まりというのは、いつ頃になるんですか。
吉川委員長	9月の中旬から下旬ですかね、今のところ。
事務局(藤田)	<p>お話が出たので説明させていただきますが、画面の方に今後の予定を映していますのでご覧ください。まず、本日第1回目の協働推進委員会で、みなさまの御了承をいただければ、この募集要項案の決定という形で、これから事務局で各種団体さん等への説明会、また、市ホームページ等により広く周知していきたいと思っています。</p> <p>募集の各種団体さんへの説明は7月からなんですけれども、募集の受付は8月1日から8月末までとし、市政便り等でも広報していきたいと思っています。</p> <p>それで、提案いただいたものに対して事業担当課との協議が必要になるんですけど、これが9月初旬で、この2回目の会を9月21日水曜日の午後を開催予定としております。まだ、先にはなるんですけど、みなさんのご予定の中に入れて頂ければと思っております。</p> <p>何件の提案があるか今のところは分からないんですけど、先ほど申し上げたように前は14事業の提案がございました。前回募集時は、午後いっぱい評価に時間がかかっており、21日もおそらく同様になると思いますが、ご予定に入れて頂ければと思っています。</p> <p>その評価を経て、協働推進本部（市長を本部長とする本部会）に諮りまして、そこで事業化の可否の決定し、それから予算の準備等ということで、翌年の4月1日から協働事業の実施というようなスケジュールになっております。</p>
吉川委員長	<p>9月21日、申し訳ありませんけど、すでに応募頂いた団体さんとか予算的なものもありまして、そこをめぐりに審査をさせて頂きたいと思えます。</p> <p>募集要綱（案）について、特に何かありませんか。</p>
野村委員	4ページの応募できる方というところで、まず、「ア 新居浜市内で活動していること、又は活動する予定があること。」とありますが、それは、今、例えば「新居浜市以外の西条だったら西条で活動していて、これから新居浜でも活動する予定がありますよ。」という意味で、予定があるという風に思っていたらいいんですかね。
吉川委員長	基本的に活動されるのは、どこをベースにされていてもいいけれど、こ

野村委員	<p>のいわゆる新居浜の税金を使った協働事業についてのものは、「少なくとも新居浜で活動頂ける。」ことという意味だと私は理解しております。</p> <p>具体的に2（1）エのところ「原則として1年以上継続して活動していること。」とありますよね。</p>
吉川委員長	<p>ですので、別に地元で今既に1年以上、となりの市で活動されている団体さんであっても、この事業で新居浜でもそれを広げたいという思いもあって、「新居浜でやろう。」という場合が、まだ、新居浜で活動されてない例ですね。活動する予定であるという例です。そのときは「よし」とするという意味の原則です。新居浜の市民へのサービス提供という意味で提案されるならばそれは OK で、まだ、実績がないので活動する予定ということです。</p>
野村委員	<p>今は、新居浜でしてないけれども、「もしこの提案が通るんだったら新居浜でしますよ。」という意味でとればいいんですね。</p>
吉川委員長	<p>それもこの委員会で決めて頂いてもいいんですが、以前に本籍的には松山の団体さんがおられたんですけど、でも新居浜で事業を開始したりとか、活動はこっちでやるんだけど、でも今までやってなかった。ここでやる予定のものを提案されて、で一緒についているのはあるんです。</p>
野村委員	<p>じゃあ、これは承認されたら「新居浜でやります。」ということでもいいわけですか。「近いうちに新居浜でもやるので。」じゃなくて、もし、承認されたらということ。</p>
吉川委員長	<p>はい。そうです。他何か。</p> <p>そしたら先ほどありましたけれども、まず、1つ目といたしまして、この募集要項についてはこれで募集をかけるということによろしいでしょうか。よろしければすいません、拍手をして頂ければと思います。</p> <p>(数名拍手なし)</p> <p>まだ、何か、是非分からないというか疑問に思うところとかあったらおっしゃっていただければ。</p>

越智委員	この4ページの2番「応募できる方」というところの(1)エで、「原則として1年以上継続して活動していること。」とありますが、その「継続して活動」とはどういうことですか。
吉川委員長	<p>これは行政からやはりお金を頂いて税金を使いますので、決算とかそういったことをちゃんとできる団体さんじゃないと困るということです。原則と言うのは、年度をまたがってやっていけば、まるまる1年じゃなくても年度末に決算を出して、そういうことをやれる団体ということです。応募方法の(1)提出書類の添付書類の中に「団体等の年度の収支予算書及び前年度収支」とあるように、それは団体として出してもらいますので、前年度の収支がちゃんとあるような団体でないと、はっきり言って怖いので、それは対象外ということで。ですので、まるまる1年結成がなくても、年度またがってこういうのが出ている団体であればいいんじゃないかということです。</p> <p>でもそれについては、応募の段階でハジクのではなく、それもふまえて我々は出てきたら審査の中で、例えば、評価ポイント5ページの「実施能力」ですね。そこで、「ちょっとここは。」と思うのであれば、低い評価をして頂くということは当然やっていただいているんですけども、門前払いというのはしないという感じですね。</p>
越智委員	要は提案したいことをやっているかどうかではないですね。
吉川委員長	<p>そうでなくて団体さんの力があるかどうかを知りたいということです。応募するために、例えば、5名名前集めてきて「団体作ったよ。これでやります。応募します。」というような団体は困るということです。</p> <p>他に何か質問は。</p>
星加委員	5ページの対象となる事務経費の中の最後に「施設等の備品の購入については原則対象外」ということを書いていますが、対象外になるものというのは、「こういうものが対象外になりますよ。」と事前に言うのか、それとも出てきた中で「これは対象外ですね。」と言うのか。
吉川委員長	<p>これについては、ヒアリングでその団体さんもですし、一緒に協働する担当課の方たちがおられるので、本当に購入しなければいけないのかというような問題をヒアリングするということで、それで評価をします。</p> <p>それで、具体的にはですね、基本的には備品というのは、その団体の今</p>

	<p>後の活動のためのお金なので、基本的には認めないんですけども、事業の中でどうしてもいるものだと、新居浜市のどこの施設のにもなくて、だけど新居浜市としても持っておくべきだというような。そういうものは担当課からも回答があって、そういう場合には可能かなど。それはメンバーが「やはりそういう特殊な設備は新居浜にも必要よね。」というのであればOKですけども、基本的に「団体さんの活動のための備品等の購入あるいは施設等の改築、整備というようなものは認めないよ。」ということです。</p>
星加委員	それは審査の時に発表することですか。
吉川委員長	そうですね。
星加委員	それ以前には分からないんですか。
吉川委員長	それについては、出てきたときに事務局に受け付けてもらってますので。
星加委員	受け付けたときに「これは備品ですよ。」というわけですか。
事務局(藤田)	予算の内訳が出てきますから、そこで支出の部分、この辺は確認させて頂いて、で、「基本的には原則対象外ですけど、よろしいでしょうか。」ということはやらせてもらいます。
星加委員	だから審査以前にそういうことを言ってあげる訳ですよ。
事務局(藤田)	そうですね。
事務局(岡部)	市の金額の基準というのは。
事務局(藤田)	1万円以上が備品と定義してます。
吉川委員長	他に何か。 あの、評価については、またちょっと後で、この募集要項についてはいかがでしょうか。この案で決定ということよろしいでしょうか。
	(全員拍手)

吉川委員長	<p>ありがとうございます。そしたら皆さん同意いただけただけということで、ありがとうございます。</p> <p>そして評価につきましては、P15、P16については各自の評価で、審査についての評価（P5）についての委員の皆さんへの説明は。</p>
事務局(藤田)	<p>そのあたりはまだで、とりあえず点数をこうすることでやらせてもらうってことと、項目をこれだけでいきたいということだけ今日はお話しし、細かい流れについては、また当日までに資料を作ってお話したいと思いません。</p>
吉川委員長	<p>事前に事務局で、というか我々の方で進めさせてもらって、案内させて頂くということでもよろしいでしょうか。また、それにつきましても事前に協議させていただいて、疑問のあるところは、疑問のある時に言って頂いて。それで、当日事前に打ち合わせて、みなさんに共通のものとしてやればいかなと思いますので、ご協力をお願い致します。ありがとうございます。</p> <p>それでは、本日承認頂きました募集要項で、モニターにあります予定通り今後の協議をやっていこうと思います。で、先ほどもお願いしたんですけども、是非皆さん多くの団体さんをご存じなので、応募を頂けるよう色々なところに声をかけて頂ければと思います。</p> <p>それでは、当面は9月21日にお時間を確保頂きまして、提案団体さんの評価にご協力頂ければと思います。それと、7月28日木曜日なんですけれども、これは去年度21年度に実施した、先ほど映像を流して頂いた実施団体との意見交換会というのをやります。これは、よりよく今後もふまえて、市民団体さんと市の行政担当課とが「今後より良く、もっと事業を発展させていくためにはどうしたらいいかだとか。」というようなざっくばらんな会を設けて、かつ、今後の募集が開示されますので、その声を少し興味ある団体さんにも聞いて頂いて、どういう風に進めたらいいかだとか言うこともふまえた、意見交換会をしようと思しますので、ぜひ委員の方にもひとつおいで頂いて、覗いて頂ければと思います。</p> <p>あと、9月21日の2回目の会の詳細は。</p>
事務局(藤田)	<p>先ほど9月21日の御案内をさせて頂いたんですが、場所の方を市役所の5階に借りておりまして、会場はこちらではなくて5階の大会議室になります。また、詳細決まりましたら別途ご案内させて頂きますのでよろしくをお願いします。</p>

吉川委員長	<p>それではこの募集要項を開示するにあたりまして、連絡頂いたらみなさんのそれぞれの団体の中で募集要項についての説明等を事務局の方でやって頂けますので、そういう説明する機会等を是非設けて頂いて、広くこの制度を活用頂いて、よりよい提案が出てくるようにご協力よろしくお願ひ致します。</p> <p>では最後に事務局の皆様から何か伝えたいこと、また、委員さんから今後評価するに当たって疑問等何かありましたら。</p> <p>石川委員さん。</p>
石川委員	<p>これはいいアイデアがあったら、何年も続けて応募もできるというようなものですか。</p>
吉川委員長	<p>そうではないです。</p>
石川委員	<p>趣旨を変えてということですか。</p>
吉川委員長	<p>そうですね、それについては実際やって、この事業をきっかけにパートナーとしての信用を得てもらって。それで「得たらそれぞれの担当部署の中で予算化してもらって、やっていくというような形にもって行ってほしい。」ということですね。あるいは、それで「別に行政いなくていいや、自分たちで十分できるよ。」となったら、今度補助金制度の方で提案頂いて、やって頂くと、そういった形で、話し合いながらどんどん継続しながらやりたいと思います。</p> <p>ですが、これは先ほども言いましたようにパートナーを探す一つのきっかけということをおまえて。ですので、市民団体からの自由テーマにおける提案というのもありますけども、逆に行政側から提案された先ほどの7ページの一覧のテーマであったりとか言うように、それぞれやろうとして予算もある中で、だけど市民の協力を得ることで、もっと違った切り口で「より効果の高い事業ができるんじゃないか。」と、こういう提案を踏まえた事業ということですので、一応単年度で。</p>
藤田副委員長	<p>事務局の人に聞きたいんですけど、この募集要項はいつ頃提示いただくんですか。</p>
事務局(藤田)	<p>一応ここで皆さま OK となれば、市長を本部長とします推進本部で最終決定をして、その時点以降できるだけ早い時期に提示します。</p>

藤田副委員長	その日はいつなんですか。
事務局(藤田)	7月8日に推進本部会が開催されます。なので10日以降ぐらいであれば皆さんに日にちを決めて頂ければ、説明に伺います。また、募集要項を何部刷ってくれとか言う話も、どうぞ事務局の方に言って頂ければ。 なお、市政だよりの掲載は、8月号となります。
藤田副委員長	ありがとうございます。
吉川委員長	そしたら最後に事務局から。
事務局(藤田)	長時間ありがとうございました。また、この評価が非常に時間がかかって本当に皆さん大変お忙しい中で申し訳ありませんが、ご協力頂ければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
吉川委員長	はい、ありがとうございました。そしたら今日は初めての方もおられて非常に盛りだくさんの説明があった中で、根本的な我々の共通に必要な認識の質問など頂きましてありがとうございました。また、7月の意見交換会にも是非来て頂いて、9月21日の2回目の会もよろしくお願いいたしますと思います。ありがとうございました。最後に市民部長からは何かないでしょうか。
工藤市民部長	どうも今日は皆さんお忙しい中熱心なご審議いただきましてありがとうございました。もう全て委員長さんが言ってくださったので改めて言うこともないんですが、今後ともこの協働事業の推進というようなことで、特に、今年度4月からスタートしました長期総合計画の中で、全ての市の事業、施策の中でそれぞれ協働の視点ということを盛り込んで取り組みを始めたということが今年度からの大きな変化でございますので、協働事業というのをひとつの特殊な分野じゃなく、行政全体に広めていくための今はそのための入り口から少し一歩踏み出したところですので、是非、そういう視点で今後とも後押しをよろしくお願いいたします。本日はどうもお世話になりました。
吉川委員長	以上で、第1回新居浜市協働推進委員会を終わります。委員の皆様には、今後ともご協力をよろしくお願いいたします。本日は、お疲れさまでした。

17:30 閉会